

香川県立保健医療大学防火等管理規程

平成16年4月2日

平成18年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成24年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における防火及び防災に関し必要な事項を定めるものとする。

(防火管理者)

第2条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、防火管理者を置く。

2 防火管理者は、所定の資格を有する者のうちから、学長が任命する。

3 防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) その他防火管理上必要な業務

(防火等管理委員会)

第3条 防火等管理に関する事項を審議するため、防火等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は学長を、委員は副学長、研究科及び学科ごとに選任した教員、事務局長並びに防火管理者をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員会は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年に1回以上開催する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 防火等に関する諸規程に関すること。
- (3) 消防用設備等の改善強化に関すること。
- (4) 火災予防上必要な調査に関すること。
- (5) 防火思想等の普及に関すること。
- (6) その他防火対策等に必要事項に関すること。

(火元責任者)

第5条 分担区域の施設の火災その他の災害の防止のため、火元責任者を置く。

2 火元責任者は、香川県立保健医療大学施設等管理規程第3条第2項に規定する各管理責任者とする。

3 火元責任者は、ストーブ、電熱器その他の火気、危険物、消防用設備、物件等の防火管理を行う。
(自衛消防組織)

第6条 火災その他の災害による被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表のとおりとする。
(避難及び消防用器具の配置)

第7条 防火管理者は、避難用救助袋及び初期消防用消化器等の配置を定めておかななければならない。
(消防用設備等の点検検査)

第8条 火元責任者は、消防用設備、避難設備、電気設備、火気使用設備等について、適正な管理と機能保持のため、点検検査を行う。

2 火元責任者は、前項の点検検査を行ったときは、速やかにその結果を防火管理者に報告しなければならない。

3 防火管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の結果を取りまとめ、学長に報告するとともに、施設又は設備に異常又は改善を要する事項がある場合にあっては、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(臨時の火気使用)

第9条 本学において、臨時にストーブ、電熱器その他の火気を使用しようとするときは、火元責任者を経て防火管理者の許可を受けなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第10条 防火管理者は、本学の諸設備について、火災警報又は地震等により火災の発生その他の危険が切迫していると認めるときは、その旨を本学全域に伝達し、火気の使用等を中止させ、又は危険な場所への立入りを禁止することができる。

(防災活動)

第11条 本学に火災その他の災害が発生したときは、自衛消防隊は、直ちに担当任務の遂行に当たるものとする。

2 火元責任者は、前項に規定する場合には、出火の防止のため必要な措置を講ずるとともに、その確認を行わなければならない。

(近火対策)

第12条 防火管理者は、本学の近辺に火災が発生したときは、前条の規定に準じ災害防御のための適切な措置を講じなければならない。

(避難の指示)

第13条 自衛消防隊長は、本学に火災その他の災害が発生したときは、避難の指示を行うものとする。

2 前項の指示は、火災その他の災害の発生場所、状況等に応じて、避難場所及び避難通路を指示することにより行うものとする。

(地震後の安全措置)

第14条 防火管理者は、地震が発生したときは、速やかに、建物、火気使用設備、電気設備等の安全

点検及び必要な応急措置を行うものとする。

(防火及び防災に関する教育)

第15条 防火管理者は、教職員に対し、防火及び防災に関する教育を行うものとする。

(防災訓練)

第16条 防火管理者は、教職員に対し、消火、通報及び避難の訓練を実施するものとする。

(教職員の義務)

第17条 教職員は、火気の取扱いを慎重にし、火災の予防には万全の注意を払わなければならない。

2 教職員は、出火を発見したときは、直ちに他の教職員の協力を求め臨機の措置をとるとともに、速やかに消防署及び防火管理者に通報しなければならない。

3 教職員は、勤務時間外又は本学の休業日において、本学又はその近辺に火災その他の災害が発生したときは、速やかに登学し、上司の指示に従って行動するものとする。

(消防機関との連絡)

第18条 防火管理者は、消防署と連絡を密にして、常に防火管理の適正を期さなければならない。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、本学における防火及び防災に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

自衛消防組織編成表

組 織		編 成	任 務
自衛消防隊長		学長	自衛消防隊を統轄する。
自衛消防隊副隊長		副学長 研究科長 事務局長	自衛消防隊長（以下「隊長」という。）を補佐し、隊長が不在の場合は、その職務を代行する。
通報連絡班	班長	事務局次長	火災その他の災害による被害状況を隊長及び消防署に通報するとともに、必要な連絡を行う。
	班員	学長があらかじめ指定した教職員	
初期消火班	班長	学生部長	消火器、消火栓等を操作して、初期消火活動を行うとともに、負傷者等の救助を行う。 高温高压ガス等危険物の安全措置を行う。
	班員	学長があらかじめ指定した教職員	
避難誘導班	班長	看護学科長	避難器具等を装置し、避難誘導を行うとともに、防火戸及び防火シャッターの閉鎖確認を行う。
	班員	学長があらかじめ指定した教職員	
救護班	班長	図書館長	避難誘導班との連携により、負傷者等の救護を行う。
	班員	学長があらかじめ指定した教職員	
搬出警備班	班長	臨床検査学科長	構内の交通整理を行うとともに、非常持出物、重要物品等の搬出及び監視を行う。
	班員	学長があらかじめ指定した教職員	